

「村落と環境」

第7号

2011年7月

村落環境研究会

村落環境研究会会則

(名称)

第1条 本会は村落環境研究会と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所を島根県松江市西川津町1060 島根大学法文学部江淵研究室に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域社会における土地管理等の機能集団に関する法律的、社会経済的研究の向上を図り、もって地域社会の活性化と環境の保全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は次に掲げる事業を行う。

- 1 研究会、講演会、シンポジウムおよび見学会等の開催
- 2 地域社会の土地管理機能等に関する調査・指導の受託・請負
- 3 機関誌の発行およびホームページの開設
- 4 その他目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 本会は本会の趣旨に賛同する者をもって構成し、会員は次の2種とする。

- 1 正会員 年会費を納める個人。本会の主催する事業に参加し、機関誌の配布を受ける権利を有する。
- 2 賛助会員 年会費を納める法人、団体。機関誌の配布を受ける権利を有する。その構成員は3名を限りに事業に参加することが出来る。賛助会員は議決権を有しない。

(役員)

第6条 1 本会に役員として理事10名以内、監事2名を置き、総会で選出する。

- 2 役員任期は2年とし、重任を妨げない。理事の互選により会長1名を選出する。会長は事務局長を指名する。
- 3 会長は、本会を代表し、理事会の決定に従い会務を総括する。事務局長は、会長を補佐し、会務を執行する。
- 4 監事は、本会の会務および財務執行の状況を監査する。
- 5 本会に必要なに応じて顧問を置くことができる。顧問は会長の指名により、理事会で決定する。顧問は役員会に出席し、発言することができる。

(会議)

第7条 1 本会に総会、理事会および監事会を置く。

- 2 総会は、会長が招集し、理事会の提案に基づき、事業計画および予算決算並びに役員を選出、その他について審議する。議長は出席者の互選により選出する。
- 3 理事会は、会長が招集し、議長となる。過半数の出席で成立し、出席理事の過半数で決する。緊急時には郵便、Eメール等による持ち回り会議を開催できるものとする。
- 4 監事会については、別に監事会が定める。

(会計)

第8条 本会の会計年度は7月1日から翌年の6月30日までとする。本会の運営資金は、会費およびその他の収入によってまかなう。年会費は理事会で決める。

付則

本規則は、平成22年9月3日より効力を生じる。

村落環境研究会 会長 江淵 武彦

村落と環境 (第7号)

目 次

第7回シンポジウム開会あいさつ(枚田 邦宏: 会長代理) 1

第1報告 溜池は誰のものか

— 和歌山県大門意見訴訟のその後 —

(西洋: 大門池・新池両溜池水利組合理事長) 2

第2報告 部落有林野の団地化に関する一考察(大地 俊介: 宮崎大学) . . 12

第3報告 熊本県における入会林野整備と今後の方針について

(沖崎 佑吉: 熊本県) 22

閉会あいさつ(枚田 邦宏: 会長代理) 32

[研究会記事]

村落環境研究会第7期第1回理事会・総会議事録 33

第1号議案 第6期事業報告及び決算報告

第2号議案 第7期以降の方針について

編集後記

第7回シンポジウム開会あいさつ 「集落と森林管理」

会長代理 枚田 邦宏（鹿児島大学）

この村落環境研究会は平成4年に創立され今回で7年目となりました。この会の推進に当たっては九州大学名誉教授・堺正紘先生が中心的役割を担われてきましたが、昨年は、急遽病気でご出席が不可能となり、私が会長代行として昨年度のシンポジウムの進行を務めました。その後、堺会長が逝去され、会長不在という事態になっていました。本日のシンポジウム開催にあたっては、堺会長が協力を要請されていた熊本県にご協力いただき、本日ここにシンポジウムが開催されることになりました。熊本県の方々には心からお礼申し上げます。

本日は第7回目のシンポジウムです。集落が入会財産を管理しているケースを中心に、3つの事例を報告していただきます。第1報告は溜池の問題について、法律関係の分野から、第2報告は森林分野から、団地化された部落有林野における入会林野の意味合いを持つのかを考察した事例、第3報告は、熊本県における入会林野整備あるいはその方向について開催県から報告していただきます。座長には、島根大学の江淵さんをお願いしています。

短い時間ですが、普段、入会林野あるいは集落の土地の管理に関する様々な課題等、質疑応答の中で報告とともに参加の皆さん方が抱えている事例を含めて意見交換が出来ればと思います。

また、堺会長がお亡くなりになり、今後の会の運営について午前中の役員会・総会で協議した結果、このようなシンポジウムは続けていくことが必要であるとの意見の集約がされ、本日の座長である江淵さんに、会長職を引き継いでいただくことに決定したことを報告いたします。

第1報告

溜池は誰のものか

—和歌山県大門池訴訟のその後—

大門池・新池両溜池水利組合 理事長 西 洋

はじめに

この事例について、平成18年の第3回シンポジウムにおいて、入会相談の場で紹介した。本日の発表は、その後の経過報告である。入会権は、多くは山林原野を客体とするものであるが、溜池にも成立する権利である。

岩出市は、平成18年4月に単独で市制を敷き、今日に至っている。その際に、本件溜池の半分を埋め立て、図書館建設を企画したため、私たちが組織する水利組合と訴訟となっている。

1 大門池・新池の水利集団の概要

係争溜池は、大阪府と県境を接する和泉山脈南側の和歌山県岩出市に所在する大門池と新池である。その地域には、奈良県側から、有吉佐和子の小説で有名な紀の川が流れているが、その北岸は和泉山脈に向かって標高が高くなっていて水田にはその水は使えない。そのためこの地域には多くの溜池が造られている。

大門池は根来寺の大門のすぐ前にあるため、この呼び名となっている。根来寺は覚鑿上人（興教大師）が高野山から独立して創建した新義真言宗の総本山で、羽柴（豊臣）秀吉の紀州攻めに抵抗した鉄砲軍団の僧兵で名を馳せたが、天正13（西暦1585）年、秀吉の焼き討ちに遭い、大塔、伝法院など一部を残して焼失した。その後は、紀州徳川家の援助のもとに復興した。

根来寺周辺は、福井の朝倉遺跡、広島草戸千軒遺跡と併せて、中世の三大遺跡として歴史学者から注目されている。周辺の自然環境は勿論であるが、歴史的環境という意味で後世に残したい場所だと考えている。なお、新池は大門池の上手にありその補助池である。

これらの溜池およびその管理組織の概要は以下の通りである。

- ・面積：大門池 29,600 m²（他に堤塘 6,427 m²）
新池 18,760 m²（他に堤塘 2,469 m²）
- ・灌漑面積（昭和 52 年組合発足時）： 約 265,000 m²（約 26.7 町歩）
（平成 17 年訴訟提起時）： 約 169,000 m²（約 17 町歩）
- ・組合員数（平成 17 訴訟提起時）： 87 名
- ・紀の川用水開通： 昭和 59 年 6 月
- ・水利組合の組織形態： 土地改良区ではなく、法人格のない任意の組合である。

この地域は古くから溜池が多数存在するものの、なお水量不足のため奈良県の十津川からの引水により、昭和 59 年 6 月に紀の川用水（名称とは異なり十津川からの引水）が開通した。地形上、紀の川用水から利水できない組合員を除いて、主として紀の川用水を使用しているが、紀の川用水はあくまでも溜池の補給水という立場である。

同用水が渇水等で停止の場合や将来予想される東南海地震等による導管破損等を考えると大門池、新池の水は不可欠である。

2 大門池、新池の地盤所有権名義の推移

（1） 近代的所有権の成立の考え方

近世の土地所有は重疊的所有関係（領主的所持と農民的所持）であったが、徳川後期には農民的所持が更に地主所持と耕作者所持とに分裂するなど非常に輻輳した所有形態となっていた。大門池は原告らの水利集団の先祖らにより 15 世紀には既に築造され、以来、営々と数百年に亘り、本件水利集団が排他的に支配し管理して稲作に従事してきた。一方、当時の村はこの池について何ら支配・維持管理をしていなかった。

近代的土地所有権の成立に関する裁判例として、有名な三田用水事件や道頓堀裁判がある。両者とも、私人が国を相手として、用水敷の所有権確認を求めた事例であるが、前者において裁判所はこれを認容し（最判昭和 44 年 12 月 18 日訟務月報 15 卷 12 号 1421 頁）、後者はその請求を退けている（大阪地判昭和 51 年 10 月 19 日判時 829 号 13 頁）。このように結論は異なるものの、双方の判決が、明治初年に当該土地に支配権を有していた者がその後の所有権者たることを前提としている。私たちはこれらの判決を根拠として、その

共有入会権を主張しているのである。

(2) 大門池、新池の地盤名義の変遷

明治期の地租改正時において、本件溜池については、これまでの経緯（管理の実体）からすれば、当然本件水利集団に近代的土地所有権が認定され、これらの組織に地券が交付されるべきであったろう。しかし現実には、これらの溜池は、官有地第三種に編入された。その理由は、本件溜池が村を主体として管理されていなかったところにあるものと推測される。

林野入会の場合は、一定の集落単位で入会財産を管理することが普通である。しかし、水利の場合、これと異なって、必ずしも集落単位で受益者の組織が形成されるとは限らない。集落の耕作者が複数の水利に分散する場合はきわめて多い。集落全員が同一の水系に所属するとは限らないのである。

大門池・新池は、西坂本村（現在の根来）、森村、堀口村、川尻村の4か村（明治22年以前の村—いわゆる旧村）の所在の農地を潤していた。もしこれらの溜池が、4か村における全農地を対象としていたら、村組織の中で溜池管理が行われたことであろう。そして、地租改正にあたっては、村持として、4か村あてに地券が交付されたかもしれない。しかし、そうはならなかった。それは、この溜池の受益地が、各村々の中の農地の一部にすぎなかったからである。

これらの溜池は、4か村の農民の一部に所持＝支配進退されていた。ただ、その管理は、個々の農民によってではなく、受益農民は共同管理のために水利集団を組織して溜池管理を行ってきた。何故に、この組織あてに地券が交付されなかったのか、これに関する通達等はいまだ発見されていないのでよくわからないが、溜池が官有地第三種に編入されたのは、単に4か村が管理の主体ではなく、任意組織たる私たちの水利組合が管理を行っていたからであろう。このような例は大門池だけでなく、近辺の多くの溜池も同様なのである。

大門池、新池は、その後、大正11年4月1日国財産法施行により、官有地払下の処分の対象となっている。その準拠規定（官有地特別処分規則第3条）を掲げておこう（傍点は報告者）。

府県都市町村又ハ公共組合ニシテ直接公用ニ供スル官有地ノ修理保存費ヲ負担スルモノハ其公用ヲ廢スルトキ官有財産管理上必要ノモノヲ除ク外之ヲ其費用負担者ニ無代下付ス

私たちの水利組合は、溜池の修理保存費を負担し、これらの池を維持管理していたが、

前述のように、任意の集団であって、「公共組合」ではない。そこで、「府県郡市町村」たる根来村への無代下付（無償による譲与）という形式が踏まれたのである。すなわち、この時に、下付先として、根来村の名が借用されたにすぎないというべきある。

3 訴訟の経緯

（１） 岩出町（当時）による図書館建設の提案

岩出町は、市への昇格の必要上、大門池の半分を埋立て、その土地に図書館を建設するという計画を立案し、平成 14 年 7 月に、その旨を私たちの水利組合に示した。組合は、紀の川用水開通により水利事情が良くなったため、当初は、半分の埋め立てによっても支障はないと判断して同意することとした。この時、町側が、組合に対して土地所有権の提供を求めるといふ姿勢を示せば、問題がこじれることはなかったのではないかとも思われる。しかし、町は、溜池の所有権が登記簿通り、町にあると信じて疑わなかった。ここに、町の非法律的な過ちが認められるが、水利組合は、これを承服しなかった。このようにして、町と水利組合の話し合いは決裂したのである。

（２） 町による排水

水利組合は、溜池の一部を釣堀事業者で使用させていたが、釣堀施設の管理の必要上、同事業者に樋の予備の鍵を預けていた。ところが、町は、溜池埋立工事を強行するために、その鍵を同事業者から入手し、組合に何の連絡もせずに溜池から排水するという挙に出た。平成 16 年 2 月のことである。組合員がこれを阻止しようとしたが、多勢に無勢で排水は強行された。

水利組合は、水利妨害罪の容疑で告訴したが、嫌疑不十分として不起訴。検察審査会に審査を申し立てたが、不起訴相当の決定が行われた。おそらく、刑事事件を専門とする検察官には本件溜池の私法的判断が不可能で、検察審査会もこの点は同様であったのだろう。ただ、そのことよりも、被告訴者が行政であることが、この結論の実質的理由であるように思える。

（３） 調停の場での協議

平成 16 年 5 月から平成 17 年 2 月にかけて、合計 6 回の協議が裁判所での調停の場で行われた。岩出市は、大門池の所有権は町にあるとの立場を最後まで譲らず、平成 17 年 2

月 15 日、不調となって調停は終了した。

(4) 訴訟提起

水利組合は、組合を原告（民訴法 29 条——法人でない団体も原被告たりうる）として、両溜池に共有の性質を有する入会権（予備的に共有の性質を有しない入会権）の確認を求める本訴を和歌山地方裁判所に提起した（平成 17 年 11 月）。しかし、原告を本件水利組合としながら、選定当事者 1 名を選定するという形式をとったため、原告の主体が曖昧との岩出町（当時）側の指摘があったため、一旦、提訴を取り下げた（この間、市制が施行されて岩出市が成立）。次の提訴準備の間に岩出市側の攻勢があり、組合員 17 名が訴訟不参加を表明したため、この 17 名を岩出市とともに被告とする訴訟方式を採り、提訴に賛成する組合員 70 名のうち 2 名を選定当事者、68 名を選定者とする上記確認の訴えを提起した（和歌山地平成 18 年(ワ)第 581 号）。

私たちは、この訴訟において、前記のように、根来村あての官有地処分が形式にすぎなかったことを主張した（その他、仮定的に時効取得の主張もしている）。被告・岩出市は、この官有地処分に実体があること、根来村から岩出市がこの土地の所有権を継承していること、岩出市名義の登記に事実上の推定力があること、現在の水利組合は紀の川用水からの取水が可能なので本件溜池について水利権すら喪失していること等の主張をしている。

和歌山地裁は、平成年 19 年 11 月 20 日に、訴えの提起が組合員全員でないことを理由に、原告らに当事者適格なしとして訴えを却下し、控訴審・大阪高裁平成 20 年 5 月 30 日判決も同様の理由で私たち第一審原告らの訴えを棄却した。

私たちは、当事者適格欠缺を理由として控訴を退けた原判決を不当として上告したところ、最高裁は、この上告を認容する判決を言い渡した。以前に、最高裁平成 20 年 7 月 17 日判決（民集 62 卷 7 号 1994 頁）は、入会権確認訴訟において、「訴えの提起に同調しない構成員がいるために構成員全員で訴えを提起することができないときは、上記一部の構成員は、訴えの提起に同調しない構成員も被告に加え、構成員全員が訴訟当事者となる形式で当該土地が入会地であること、すなわち、入会集団の構成員全員が当該土地について入会権を有することの確認を求める訴えを提起することが許され、構成員全員による訴えの提起でないことを理由とする当事者適格を否定されることはないというべきである」と判示している。私たちは、この判例の趣旨に反する原判決は破棄されるべきであると主張した。この申立てを受けた最高裁は、この上告を受理し、私たちの主張を認めて大阪高裁の判決を棄却し、和歌山地裁の判決を取り消して同地裁に事件を差戻したのである（最判平成 21 年 12 月 18 日）。こうして現在、その差戻審での審理が行われている。

4 今後の課題

私たちの主張は、水利組合が溜池管理を担ってきた事実にもとづいており、岩出市の主張は、根来村への官有地処分・現在の登記名義という形式を根拠としているにすぎない。岩出市は、これらの溜池を管理した実績をまったく有しておらず、単に、登記に推定力があると主張するのみである。しかし、登記に推定力があると明記した法律の規定はどこにもない。したがって、登記の推定力に関する法律上の根拠は存在しない。登記の推定力が事実上のものにすぎないといわれる所以であり、その推定は、確たる証拠がないと覆滅しない「法律上の推定」とは性格がまったく異なる。そもそも、私たちが主張している入会権は、土地の地盤所有権登記に無関係であり、登記なくしてその対抗は可能なのである。

ただ私たちは、何故にこれら溜池が官有地第三種に編入されたのか、また何故に、官有地としての処分先が根来村の形式とされたのか、という点について、歴史的な検証を深めたいと考えている。さらに、仮定的抗弁としての係争溜池所有権時効取得についても、抜かりなく強く主張していきたい。

なお、水利集団の承認なしで、大門池の用途変更は無効である。もとより法定外公共物の用途変更は、地方自治法 238 条の 6 により、市町村議会の承認を得なければならないが、岩出市は用途変更の議会承認を経ていないことを付言しておきたい。

質疑

(牧) 報告の中で鹿児島馬毛島訴訟と本件は、最高裁において勝訴したとあるが、これは勝訴したのではなく、実際は地裁に差し戻しとなったのではないか。報告の中で入会権に関する十分な知識は相手方弁護士に乏しいと言われたが、弁護士だけではなく裁判官も同じだと思われる。私は馬毛島の支援者として関わっているが、問題は入会権者全員が原告か被告か入っていないければ裁判長としては却下せざるを得ないと明言している。私は中尾先生と江淵先生の文献を読む限り、相手方被告も裁判官もそういう反論をする権能を有していないということであるが、被告採石業者から言われるのではないかと心配している。予断を許せない状況だと思っている。そのような問題はないのか。

(西) 今のところ構成員全員が揃っていないという相手方の指摘もないし、裁判長の方からも言われたことはない。

(江淵) 報告の中に(官有地特別処分規則第3条)「府県都市町村又ハ公共組合ニシテ直接公用ニ供スル官有地ノ修理保存費ヲ負担スルモノハ其公用ヲ廃スルトキ官有財産管理

上必要ノモノヲ除ク外之ヲ其費用負担者ニ無代下付ス」と規定されている。この公共組合というのはおそらく当時の水利組合法上の普通水利組合でなかったのか。昭和 23 年に土地改良法が制定され、この普通水利組合の制度がなくなり、その後は土地改良法上の土地改良区という制度に移っている。そこで、ここでいう公共組合を含めてもう少し説明願いたい。

(西) 明治の地租改正の時に官民有区分が行われ、全ての土地を官有地か民有地かに分けた。大門池の土地台帳については、明治 17 年様式の土地台帳は未見であり、現存する明治 22 年の様式の土地台帳には官有地第三種と記載されている。その後、大正 11 年 4 月 1 日国有財産法が施行された際、国（内務省の登記）から大正 11 年 3 月 23 日に根来村に譲与された。根来村は昭和 31 年合併により岩出町となり、その後、平成 18 年に単独市制に昇格し岩出市となった。根来村名義の登記は、図書館建築に際し嘱託登記により岩出市名義となった。近隣に灌漑面積が大門池 2 倍以上の住持池、中左近池があるが、明治 4 1 年施行の水利組合法により普通水利組合として認可されている。このような普通水利組合は土地改良法が施行された際、自動的に土地改良区に移行している。ただ、こうした例は少数の比較的大きい溜池に限られ、周辺の大多数の溜池は本件両溜池と同様の経過をたどって、官有地第三種から村有となっている。例えば、東隣にある瓦谷池、鮎谷池は、大門池と同様の経過を辿っていたが、宅地造成したとき、岩出町（当時）は、この二つの池の実質所有者は水利組合であると認めて、無償払下げを実施した。他にも西的場池も同様に無償で払下げされた。これらは前市長の時代であった。しかし、現市長になり、一転して大門池は市所有と主張するようになった。著しく均衡を欠く取り扱いである。

(江淵) もう一度整理すると大門池・新池は官有地から名義が根来村になっている。これが、岩出市が大門池等をもって市有財産と考える根拠か。

(西) 岩出市はそう主張している。

(江淵) 結局、岩出市の根拠はそこに留まると考えて良いようだ。ところが住持池などは、水利組合法上の普通水利組合として法人格を有する団体の資産となっている。この普通水利組合が「公共組合」である。かような法人格を持っていた団体は、その名義で登記が出来る。官有地特別処分規則第 3 条は、このような法人としての公共組合には払下げをしてよろしいとしている。したがって、公共組合の形式をとっていない任意の水利組合あてには処分が出来なかったのではないか。そもそも、法人でない水利組合の名義では財産の所有権登記が出来ない。そのために、行政体である根来村の名義にしたのではないのかというのが西さんの見解だ。

(矢野) 問題の第 1 は地租改正時になぜ官有地に編入されたのか。この経緯がよくわか

らない。なぜ官有地第三種になったのかわかれば良いということではないか。第2は大正11年に、溜池が根来村の名義になったのは西さんの推測どおりだろうと、私も思う。つまり、いきなり住民のものにするわけにいかないのが法人格のある市町村とか公共組合の名義に一旦しておくという必要があったのではないか。これをどのように証明するかということだと思う。

(中尾) 日本で灌漑用の溜池が多いのは一番が兵庫県で2番目が香川県、広島県、山口県、福岡県に多い。西日本に多く東日本に少ない。九州で官有になった溜池はあるかどうか、皆さんに訊ねたい。西さんからうかがうと、紀の川沿いには多くあるという。東北では山形にあるが、他に官有になった溜池があるかだろうか。とくに、矢野先生に訊ねたいことは、もともと入会地であった土地が部落に払下げされたが、その時、市町村名義になったケースと、この溜池のケースは全く無関係なのかお聞きしたい。

(矢野) 第1点目の官有になった溜池があったのかについて、私は和歌山県以外では知らない。愛媛県で見たときには部落有になっていた。2点目の元々入会地であったものを市町村に払下げの場合、直接部落に払下げすることは出来ないの一旦法人格のあるものに払下げ、その後、実質的権利者に戻っていったのが、明治40年代以降の通常のやり方ではなかったかと私は思っている。

(中尾) 本件の場合も、そもそも部落に払下げべきものを仮に市町村にしたのではないか。

(矢野) それは中二階の処分であって、中二階から降ろす処分をやらなければならなかったのをなぜかやらなかったのか疑問に思う。

(江淵) 本件では、入り口における手続き論で勝訴したにすぎず、実はこの時点まで実質所有者の議論は裁判所で行われていなかった。つまり87人の入会権者の内17名が色々な事情があり原告として参加していなかったから、全く入り口に入っていなかった。この場合に訴訟の形態は色々あるが、この土地が入会地であることを確認せよという裁判が、この訴訟を提起するときには入会権者全員でなければならないという法理論があった。この理論から行くと参加者が居ないと裁判が出来ないということになってしまう。そのため不参加者を被告にするという形で裁判所に出てきてもらう。被告になることを拒否することはできないので、原告になりたくない入会権者には、こういう形で裁判に参加してもらう以外に方法はない。このような方法をとったところ、これについて問題点を指摘する裁判所の判断もあったが、本件の場合、最終的に最高裁は平成21年12月18日判決をもって、不参加者を被告にするという方法を認めたと判断している。この固有必要的共同訴訟について、本件で訴訟代理人を務めた中尾先生に解説をお願いしたい。

(中尾) 種子島の場合に約 60 人の入会地でうち 40 人が土地を会社に売ったため、20 人が売買は無効であると訴えたケースがある。いわゆる馬毛島事件だ。60 人の共有地であれば、その持分は売ることも出来るが、入会地の場合は持分を勝手に売ることにはできない。馬毛島の共有地は、60 の入会地であるといわねばならないが、普通は 20 人だけでこの土地は 60 人の財産だといっても、裁判所がその主張を認めるわけにはいかない。全員が参加しなければならないというのは、当たり前の話である。昔、青森県で 300 人持ちの入会地に対し、大門池・新池訴訟の場合と同じように、村を被告として、この土地は村有地ではなく 300 人持ちの共有地であることを確認せよという訴訟が提起されたケースがある。このケースでもそうだったが、入会地の中には市町村有名義の土地があり、かつ入会権者の中に市町村の職員、公共事業を請け負う事業者などがいて、このような入会権者は、立場上、市町村を被告とする入会権確認訴訟に参加できない者が多い。大門池・新池訴訟においては、私が訴訟代理人を務めたが、このことを最高裁で縷々説明して、今回は認めてもらった。この事例では、入会地処分は行われていないが、水利組合員 87 人のうちの 70 人が、この土地は市有地ではなく、地元所有の溜池だと主張して、入会権確認訴訟の原告となった。ところが、入会権者の中に市職員などがいた場合、この人びとは、立場上、当然に訴訟に参加できない。その場合、これらの人びとが被告になるという形で、入会権者全員が裁判に参加すればよいという原則が、このほど判例で確立したものである。

(江淵) このように入会権者のうち、入会権確認訴訟につき不参加者を被告にするという方法で裁判が成立するという判断を最高裁が示したので、やっこの裁判がリングの上に乗ったといえ、そのために、裁判所は実質的に審理に入ることができるようになった。今後どうなるか判らないが将来この研究会で結果を報告することになるかも知れない。

(矢野) 先ほどの溜池の話の補足をしたい。色々問題があるが資料がなく証明とか訴えることがあるので西さんにアドバイスしたい。この溜池を水利組合が営々として費用を負担し、管理してきたという実績を示す。その間、岩出市は何もしてこなかった。遡って江戸時代この溜池がいかにして出来たのか、藩がこの溜池に対しどのような記述をしているのかというような点を明らかにして、実質的にこの溜池が部落のものであったということを証明すると、資料がないところを補うことになるのではないかと思う。

(牧) 中尾先生に尋ねたい。馬毛島の場合権利者 60 人を超えている。すなわち、漏れている者が 2、3 名いるようだ。裁判所がこの問題を指摘することはないか。

(中尾) 裁判所はそういうことは言えないのではないか。だれが入会権者であるか、判断する権限は裁判所にはない。入会権者の範囲は、慣習が決定する性格のものだ。

(牧) 被告の業者から、当事者が漏れているのではないかとやってくる可能性がある。

(中尾) そのときは、そうではない、全員そろっている、と主張すればよい。誰が入会権者の範囲は慣習が決めるもので、裁判所を含め、部外者は立ち入ることは出来ない。もともと、ある人が入会権者であるかどうか争われている場合は別であるが。

(大地) 法律に関する話の中で溜池に対する入会権の行方について話があったが、私も経済学と社会学の方も取り組んでおり、公共建築物に対して色んな考え方があるのではないかと思う。例えば使っている実態がないのではないかという行政の立場からと、住民の皆さんには用水は必ずしも必要ではないといっても耕作者にとって溜池は必要なものだ。この面から、社会運動・住民運動としての取り組みの意志はないか。

(西) 住民運動というような大がかりものは想定できないと思う。というのは、溜池は87名の水田耕作者が利用しているにすぎないからだ。その他の5万人の岩出市民にはほとんど関係ない。一般の市民としては開発してもらった方がありがたいという感情が強い。ましてやそこに図書館を建設する話だから。

(大地) 溜池は多面的な効果があるといわれている中で、市民にとって溜池が必要であるかどうかは議論の余地があると思う。大門池に対するファンもいるかも知れないし、裁判を支えるサポーターもいるかも知れないので頑張りたい。なお、大門池に対し、水利集団の無承認の用途変更は無効である旨の報告があった。公共物の用途変更として、埋め立てに水利集団の承認が必要ということは、水利集団が事実上支配進退をしてきたからの根拠にもとづいているように思える。これに対し、岩出市は、登記に対し所有権の推定力が及んでいるという主張している。市は、水利集団が承認の決定権を持っていることに対しても争っているのか。

(西) 岩出市は、根来村名義の登記をその主張の根拠としている。その登記は事実上岩出市のものであることを示しているという。ただ、現在のところ、用途変更にまで議論が進んでいない。

第2報告

部落有林野の団地化に関する一考察

宮崎大学 大地 俊介

I はじめに

1.1. 背景

森林所有者は必ずしも森林経営の主体たり得ない。そのような状況が決定的になるなか、2001年に林業基本法が改正され、新たに森林・林業基本法が制定された。この改正は、森林計画制度とも連動しながら「所有と経営の分離」を強く意図するものであった[1]。

一方、素材生産においては、森林施業の機械化にともなう零細林地の団地化への要請が一層強まり、日吉町森林組合の「提案型集約化施業」に代表される取り組みが各地で発展を遂げつつある。このような動きは森林組合等の職員・作業班による合意形成型の団地化を指向するものであり、1980年代までの集落組織を活用した間伐の組織化や団地共同施業計画による団地化とは異なるものであるといえる[2]。

今回注目したいのは、そうした近年の団地化において、かつての部落有林野が活用されている例が少なくないということである。筆者が関わった林野庁の関連事業では、部落有林野を含むかたちで団地形成を行ったものが多数みられた¹。また、提案型集約化施業の指南書には部落有林野を団地化の起点として有望視するものもある[3]。

文 献

- [1] 林業経営の将来を考える研究会 編 森林経営の新たな展開 — 団地法人経営の可能性を探る —。2010, 大日本山林会: 東京. 251.
- [2] 志賀和人 編. 森林の境界確認と団地化. 2009, 全国林業改良普及協会: 東京. 207.
- [3] 坪野克彦・本多孝法, 提案型集約化施業のカンどころ. 2009, 東京: 全国林業改良普及協会.

¹ 筆者は、2007年から2008年にかけて林業経営担い手モデル事業と100年の森林づくり加速化推進事業の現地調査に関わった。両事業は全国40箇所で団地化を実施したが、そのうち14箇所(35%)は団地内に部落有林野(慣行共有)を含むものであった。なお、その内訳は、生産森林組合が6、地区・集落が6、その他(財産区等)が4であった。

1.2. 本稿の目的

では、部落有林野は、所有と経営の分離を指向する近年の団地化においてどのように扱われているのだろうか。本稿の目的は、このような問題意識をもちながら、まず部落有林野が団地化に有利にはたらく要因をまとめ、次いで熊本県天草市で行った事例調査について報告し、団地化における部落有林野の実態に触れることである。

Ⅱ 団地化の条件と手続き

2.1. 団地化の起点として

森林組合等の林業事業体による団地化は、通常、次のような手順で実施される。すなわち、①団地化予定区域を設定する、②森林資源の分布や森林所有者の所在といった区域内の森林情報を把握する、③所在をつきとめた森林所有者と交渉のうえ長期施業受委託契約を交わし、区域全体の森林施業計画を策定する、という流れである。

この手順を逆にすれば、森林所有者から合意がとりやすく、かつ森林情報を把握しやすいところが、つまりは、団地化の適地ということになる。くわえて既存の林道網に接続することが容易で、モデル団地として周辺地域に波及しやすい立地であることが望ましい。

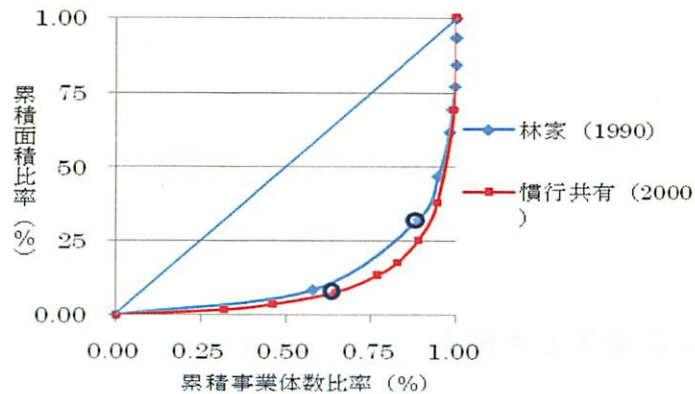
実際の団地化では、このような適地を先行的に施業して実績を上げていくことで、周辺の林地を雪玉式に取り込んでいくという手法がとられる。部落有林野は、そのような起点のひとつとして積極的に活用されている模様である。

2.2. 共有形態であることの利点

① 面積規模

その理由としては、第一に、個人分割を回避したため、面積規模が比較的大きいという利点がある。団地化の起点が大きければ大きいほど、団地化の実績を上げやすく、かつ周辺へ影響力を及ぼしやすい。慣行共有は、図1のように個人有林よりも中規模層に偏りがみられる。そのため、部落有林野は、国公有林や大規模個人有林とならんで団地化の有効な起点となりうる。

図1 林家と慣行共有に関するローレンツ曲線



資料 世界農林業センサス（林家：1990年、慣行共有：2000年）
 註： ○印は5ha未満層までの累積比率

② 個人間の利害対立回避

第二に、部落有林野は集団的な所有であるため、個人間の利害対立が生じにくいという点が上げられる。通常、団地化による路網配置や施業共同化をめぐる個人間の利害対立が生じやすく、それが団地化の障害となりことが多い。しかし、部落有林野であれば、集団にとっての効用を最大化するように問題が処理されるので個人間の利害対立は限定的であり、団地化への理解も早い。また、このような性質は環境林を導入する際にも発揮されるため、生産だけでなく公益的機能にも配慮を求められる公的森林整備の恰好の受け皿になる。

③ 慣習や内規を通じた合意形成

第三に、多数の権利者から集落の慣習や内規を通じて合意をとることができる。個人有林の場合、施業管理者は個人との相対で交渉を行う必要があり、それに多大な時間と労力が割かれていた。それに対して部落有林野ならば集落組織を介在させて交渉を進めることができる。これにより団地化に関する取引費用を大幅な削減することが可能になる。

④ 地域へのひろがり

第四に、地縁組織を介在しているため、周辺地域への高い波及効果を期待することができる。部落有林野には地域住民を主体に多くの権利者が付いており、かつ共的な財産として個人の財産とは異なる管理が為される。そのため、部落有林野を起点とすることで団地化のはたらきかけが権利者の住民に伝わるとともに多くの人の関心をひろく吸引することができる。

2.3. 部落有林野の胎むリスク

これらの理由から施業管理者にとって部落有林野は団地化の起点として十分に魅力的であり、権利関係に特別なトラブルさえ抱えていなければ、実際の取り組みにおいても積極的に活用しうるものと考えられている。

ただし、その一方で拙速の感も否めない。入会林野の近代化は複雑に絡み合った部落有林野の権利関係を整理しようとするものであった。しかし、近代化を行っていない部落有林野で団地化を行う例も少なくない。その場合、境界画定が十分でなかったり、略式の表題登記で権利関係が曖昧のままであることも多い。また、記名共有の場合には、転出や相続によって権利者が分散し、持分権をめぐって紛争の生じることも予想される。

その点、生産森林組合のような法人ならば権利関係が比較的明確であり、そのような可能性も低いかもしれない。しかし、生産森林組合には別に「自営原則」があり、森林組合等の施業管理者への全面的な管理委託はそれと抵触するおそれがある²。

これらのリスクに対してはどのように対処されているのだろうか。見方によっては、管理意識の低下によって権利関係の弛緩したところを、団地化を急ぎたい施業管理者が安易に引き受けてしまっていると疑うこともできる。

そこで、次に熊本県天草市における未整理入会林野の団地化に関する調査報告を行う。

Ⅲ 熊本県天草市新和地区の事例

3.1. 調査地の概要

熊本県天草地方では、近年、ヒノキを主体とした戦後造林地において切捨間伐から利用間伐への転換が進められ、そのなかで団地化が積極的に実施されている。報告するのは、そのうち天草地域森林組合が旧新和町において5地区 57.1 ha の区有林を団地化した事例である。

新和町は、大多尾村、宮地村、中田村、砥石村の4村が「昭和の大合併」の際に合併して新和村となり、1951（昭36）年に町制へ移行して設立された。現在は、2006（平18）年に天草市に合併されたこととともない天草市新和支所が置かれている。調査地は旧宮地村の字小宮地に位置する5地区で、それぞれ馬場下区、平区、棒の鶴区、馬場上区、切越区という。区の位置及び概況は表1、図2のとおりである。

² 実際、広島県の三次地方森林組合では、そのような問題があるため、生産森林組合を解散して新たに団地法人（山林信託）に再編したうえで管理委託を行った事例がある。

区有林は、集落の田畑に続く後背山地にあり、宇戸山と称される。面積は、人工林 21 ha、天然林 36 ha の計約 57 ha である。図 3 のように 5 地区で割山したような形跡があり、かつては村々入会のように利用されていたと予想される。

図 2 5 地区と宇戸山の位置関係

表 1 区の概況

区名	世帯数 (世帯)	人口 (人)	65歳以上 (人)	高齢者率 (%)
馬場下	78	235	85	36.2
平	70	182	60	33.0
棒の鶴	41	89	48	53.9
馬場上	58	146	67	45.9
切越	68	180	46	25.6

資料：天草市新和支所業務資料



註： マル印の辺りが宇土山

3.2. 100年の森林づくり加速化推進事業

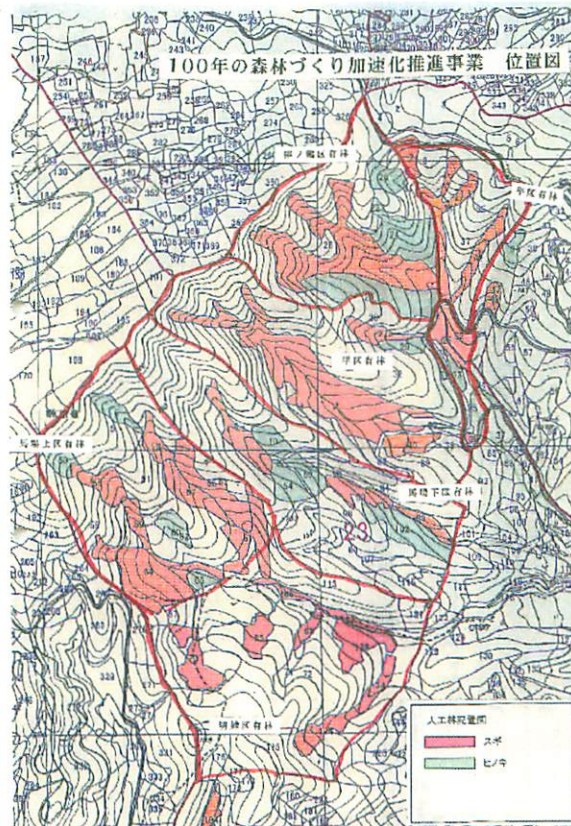
① 団地化の取り組み

宇戸山の区有林は、これまで各区の共同作業によって管理経営されてきたが、最近 10 年ほどは地区住民の高齢化によって作業の継続が困難となっていた。今回の団地化は、そうした先行き不安な状況に対して森林組合からの施業提案として進められ、その際、林野庁の 100 年の森林づくり加速化推進事業（平成 20 年度）を活用した。

この事業では森林組合と各区とが連携して、主に次の 3 点に取り組んだ。第一に、20 年間の長期森林施業委託契約（包括契約）を各区の代表者と交わしたうえ、人工林の現況におうじて森林施業計画を策定し、高齢級林分への補助金を活用しながら長伐期施業への転換を図った。第二に、高密度路網の整備計画を策定し、高性能機械による低コスト施業の導入を図ることとした。具体的には、幅員 2.5 m の既往路網 770 m を 3m に拡幅しつつ 2,000 m まで延長することとした。第三に、現況が広葉樹林である部分はそのまま保全し、必要におうじて遊歩道を整備して周辺住民に憩いの森として開放することとした。

そして、今後 20 年間は森林組合がこれらの区有林を団地として施業しつつ、将来的にはここを起点に周辺の私有林にはたらきかけ、順次拡大する方針となっている。

図 3 宇戸山（区有林）の位置図



提供 天草地域森林組合

② 集落との交渉

集落との交渉は、各区の山林委員を集めた委員会と住民への地区座談会を通じて行われた。委員会では、森林組合からは本事業と団地化の趣旨を説明し、ゾーニングや施業方針の素案を作成したうえで参画を求めた。これに対して集落側は、高齢化問題が深刻であることから森林組合への期待が高く、渡りに舟のかたちで参画に協力することになった。

3.3. 区の実態

① 区有林の管理状況

続いて、各地区の近年の区有林管理状況は、表 2 のようなものであった。

まず、聞き取りで把握した 5 区有林の面積と今回森林組合が団地化した面積とに 20 ha ほどのひらきがあり、各地区では台帳どおりの面積を必ずしも把握していない様子であっ

た。所有名義は北平某という実在しない人物の名義で登記され、切越のみ権利者の記名共有となっている。

棒の鶴以外の地区では新戸（移住世帯）の流入がみられる。そのため、区有林の権利集団を形成する旧戸との間に区有林会計からの区費への繰り入れをめぐって公平性の問題が生じているが、馬場下では新戸のうち永住意思を示した世帯を区有林に加入させることで、切越では区有林会計を区の一般会計と統合することで対処した。

また、区有林の管理については、高齢化のため共同出役の継続が困難になっており、森林組合への施業委託を歓迎する声大きい。ただ、切越については、山林保有を継続することが困難になっていることから、市へ寄附することも考えたいとしている。

なお、森林組合との長期施業委託契約の締結は区有林の代表者の名義で行った。将来の伐採収入の分配や再造林については、ほとんど検討されていない。

表 2 地区別の区有林管理状況

区 分	馬場下	平	棒の鶴	馬場上	切越
面積	8.3 ha	6 ha	10 ha	10 ha	1.5 ha
旧戸	30 戸	40 戸	40 戸	40 戸	50 戸
新戸	50 戸	30 戸	—	20 戸	20 戸
所有名義等	北平某氏 (架空名義)	北平某氏 (架空名義)	北平某氏 (架空名義)	北平某氏 (架空名義)	記名共有
規定類	成文規定あり	(未確認)	(未確認)	(未確認)	(未確認)
資格	旧戸及び新戸の一部	旧戸のみ	旧戸のみ	旧戸のみ	旧戸のみ
離村失権	失権する	失権する	失権する	失権する	失権する
利用形態	人工林経営 (直営)	人工林経営 (直営)	人工林経営 (直営)	人工林経営 (直営)	人工林経営 (直営)
共同出役 (区役)	継続中	中止	中止	中止	継続中(雇用)
区有林会計	区と分離 随時繰り入れ	区と分離 随時繰り入れ	区と分離 随時繰り入れ	区と分離 繰り入れなし	区と統合 —
今後の方針	区役を継続しつつ 森林組合へ施業委託	森林組合へ施業委託	森林組合へ施業委託	森林組合へ施業委託	森林組合へ施業委託 あるいは市へ山林寄附

(聞き取りにもとづいて筆者作成)

IV 若干の検討

新和町の5地区は高齢化によって森林所有者が森林経営の主体たり得ない状況であり、森林組合との長期施業委託契約の締結を行った。その際、森林組合は、区の合意形成システムを活用して速やかに約57haの森林団塊を団地化するとともに、そこに公益的機能に配慮したゾーニングを策定して周辺住民の関心をひろく吸引した。したがって、これは部

落有林野の利点を活かした団地化であるといえる。

しかし一方で、架空名義の問題や切越地区の記名共有といった権利関係の曖昧さがみられた。これについて森林組合は区有林の代表者を契約対象とすることで問題化を回避した。今後は、この団地で各種補助事業が行われるが、このような対応が可能となったのは、第一に区有林の管理規定が現在も明確に運用されている実態があることによると考えられる。ただ、権利関係は曖昧さは温存され続けた状態で主伐を迎えれば、伐採収入の分配や再造林費の支出をめぐって問題が表面化することも予想される。

部落有林野の権利集団が解体していくなかで森林組合等への施業委託によって資産回収が可能となりつつある。本稿では、部落有林野をめぐっては自営から施業委託への切り換えをいかに権利関係を整理しながら進めるかが大きな課題となるのではないかという点を示唆しておきたい。

質疑

(矢野) 表2中、所有名義が架空名義の北平某氏とあるが、各地区ともそうなのか。

(大地) 切越地区以外は同じ名義で統一されている

(矢野) 同表中馬場下地区の資格が旧戸及び新戸の一部とあるが新戸の一部とはどういうことか。

(大地) その経緯は、公民館を建て直すとき区有林の会計から公民館会計に支出をしたが新戸が半々かそれ以上に増えており不公平ではないかと旧戸の皆さん方から問題提起がされ、新戸の中で永住希望のある者は無理にでも加入させ、その後も共同作業等に関わりを持つようになった。

(枚田) 各地区の区有林の管理状況のなかで所有名義人が架空名義であったりしているが、団地化するときに森林組合と契約が必要施業委託契約を締結する時、誰が権限を持って契約するかという問題は発生しないのかと思う。実質的に入会集団の長として権限を持つ者が契約すれば受託する森林組合もOKと認識されているのか、このあたりが法人格がないところで権限を委譲するときに問題になるのではないか。

(大地) 実体として天草森林組合が考えていることは、団地化を進める担当者が各地区を廻って架空名義と聞かされて唖然とするシーンがあった。団地化のためどうしたものかと考えたところ、区有林としてしっかり管理する実体があつてちゃんと総会も開かれている。その代表者が契約権者として有効であろうと判断したものである。20年という長い委託契約になるわけだが、この間区有林の代表が替わればそのたびに名義変更して施業委

託を継続していくことは有効であろうとしている。これについて法律的にどう進めるか私も勉強不足の点もあり皆さんに教えていただきたい。他の地区においては公的な助成を得るには権利関係が曖昧のままでは問題だとして、入会林野整備をして国の補助などを受けながら森林整備を推進していった経緯もあるが、この地区の入会林野は未整備である。この地区の場合、各区有林のまま団地として発展していくかということ、私は立ち止まって考える必要があると思う。今、この団地についてどのようなお金が入っているかということと百年の森推進事業についてはとりまとめるためのソフト事業であり問題はない。森林環境税で針広混交林の整備を行っている。熊本県の補助を受けて作業道の整備や更に造林補助金等を受けながら、利用間伐などの事業を推進していくと、実務的にどうなのか区有林のまままでいくのか、登記名義人までさかのぼらなければならないのか整理する必要があると思う。

(江淵) 架空名義とは、架空名義の登記ということか。それとも架空名義の旧土地台帳ということか。それは、いつ頃のもののなのか。現行不動産登記法においては登記権利者の住所証明書の添付が必要である。これは架空名義登記を防止するためだといわれている。少なくとも現行法では架空人名義登記は難しいのではないかと思う。いつ頃の登記なのか。

(大地) いつ頃のかはわからない。経緯を伺って推測すると明治時代の登記だと思われる。登記か土地台帳かは確認していないが、森林組合が団地化を進めていく上で色々調査していく上で登記だという言い方をしていた。

(矢野) 地券を架空名義で受けることはあり得る。部落有林野を集団化していくということだが表2を見る限り名義もそのまま入会林野整備もされていない。入会林野整備をしようとか、生産森林組合にしようとか地縁団体法人にしようとかの動きはなかったのかということ。経営していく上で収入が発生したときにはどうされるのか、公共的なものに使用されるのであれば問題は少ないのではないかと思うが個人に分配するようなことはなかったのか。

(大地) 直接に入会林野整備をしないのかという質問はしたことはないが、各区とも問題意識は持っているように思われる。一つは新戸が入ってくるということで区有林の会計と区の会計が渾然一体としていたがおかしくなってきた。2点目は公共的なものに使うのがメインで公民館の建て直しとか冠婚葬祭が行われる中で使われるのが通常。個人分配についても一部の区ではそういう話があつた。区有林の会計を持ちながらお金の運用は総会を通じて個人分配とか公民館への繰り入れを行っている。今後どうなるかと聞けば山からの収入のイメージは持っていないようである。しかし主伐期に入ればそれなりの収入が見込まれるので、それなりのことを考えていなければと言ったところ、もう山には期待しな

いで森林組合に任せるとして当事者たちはあまり心配していなくて外部が心配しているように感じている。

(江溯) 表2で使われている新戸という言葉は外来で非農家という意味か。

(大地) 当地は旧本渡市から車で20分程度であり通勤可能であるため、移住又は団地造成によって移住してきた人たちである。馬場下と平と切越地区は平地が多く、比較的人口が集まっている。棒の鶴と馬場上地区は農村系であり馬場上には新戸はいない。

(沖崎) この地区の地積調査は終わっているのか。また終わっていれば、架空名義のまま登記簿が新設できるのか。

(大地) 地積調査は入っている。区有林の境界は詳しくは知られていない。所有も北平某という全く架空の名義で登記されている。死亡届もないので名義の変更も出来ない。地積調査の際にもうやむやにせず調査したが先延ばしにしている間に現状に至っている。

第3報告

熊本県における入会林野整備と今後の方針について

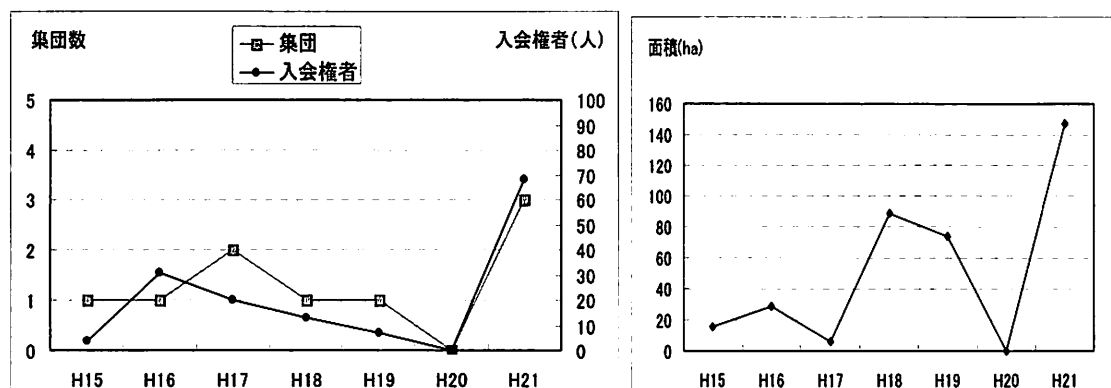
熊本県農林水産部林業振興課 沖崎 佑吉

はじめに（熊本県の概要）

熊本県は九州の中央に位置し、面積は約 7,405 平方km、県土の約 6 割が森林で占められている。北部には阿蘇のカルデラがあり、標高 1,000m 級の山々に囲まれている。市町村数は 45 市町村で、人口約 183 万人、約 73 万世帯となっている。

1 入会林野近代化法による入会林野の整備状況（H15～H21実績）

1 集団当たりの権者数は平均すると 20 人程度で、面積は小規模な箇所では 2ha、大きい箇所では 140ha である。10ha 以下の箇所についてはなるべく数カ所まとめて整備したいところであるが、年々権利関係が複雑多岐に亘っている中で幾つかをまとめて整備することは大変時間を要するので、小規模であっても着実に進めている。



2 入会林野整備の実績（S44～H21）

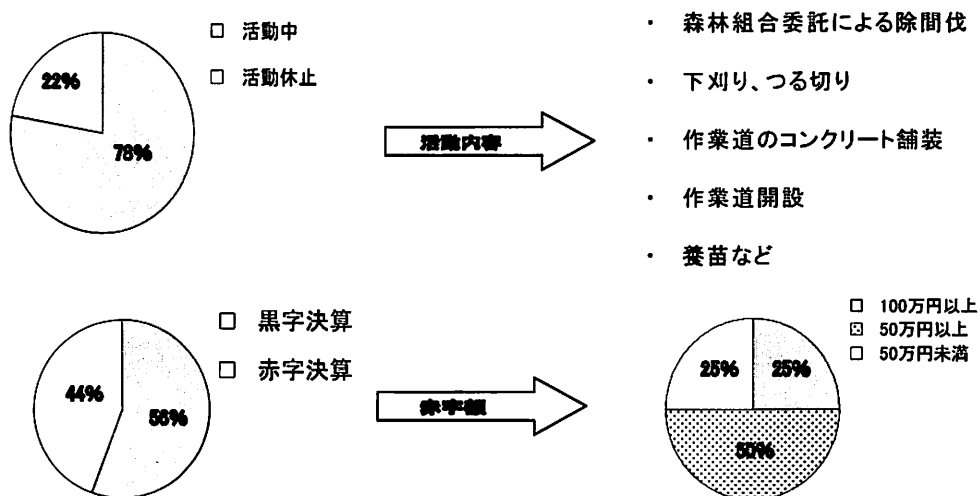
・整備計画認可件数	108件	・整備面積	12,814ha
・一筆の平均登記名義人数	23人	・団体の平均入会権者数	22人
・生産森林組合の設立数	9組合	・農事組合法人の設立数	6法人

3 熊本県の生産森林組合数と経営状況

(1) 現存する生産森林組合は次のとおりである（下線部は入会整備に伴い設立）。

- ・御所生産森林組合 ・下名連石生産森林組合 ・城内生産森林組合
- ・神園生産森林組合 ・柳野生産森林組合 ・小森生産森林組合
- ・屋形生産森林組合 ・路木生産森林組合 ・美濃山生産森林組合 計9組合

(2) 生産森林組合の活動・経営状況



(3) 組合員の意見

- ・ 森林施業は全て森林組合に委託しているため、組合員でいることに疑問を感じる。
- ・ 組合員のメリットは何もなく、出不足金を取られるなどのデメリットの方が多い。
- ・ 木材価格の低迷により、山に対する関心が低下した。
- ・ 明確な将来像、運営方針が立たない。
- ・ 解散を考えているが、古株組合員の了解を得られるかが微妙で踏み込めない。
- ・ 解散はしたいが、山は所有しておきたい。

- ・ 役員報酬や納税により赤字になる。
- ・ 正式な脱退手続きを行わないまま県外に転出していく者がいる。

4 入会林野整備要望の動機

- ・ 地積調査により境界が明確になったため。
- ・ 近隣の入会林野が整備されたため。
- ・ 高齢化により、集落の慣習が風化してしまう恐れがあるため。
- ・ 各々の持ち分、境界を明確にしたいため。

5 入会林野整備に対する入会権者の意見

- ① 近年、農林業への依存度が低下しているため、整備はしたいがいつまで営農を続けられるか不明である。
- ② 整備を要望したいが、高齢な入会権者に整備の趣旨を理解してもらうのが困難である。

①は後継者問題に関わる意見であるが、整備計画を作成する段階で、私が「入会林野整備は農林業上の発展に資するために実施する」と説明をした際、入会権者は「営農を続けなければ法の趣旨に反するのではないか」と思われた。このことに対して県としては、永続的に営農していくことは近代化法の趣旨からしても大事なことであるが、整備後に今まで以上に土地の使い勝手が良くなり、意欲的に農林業に取り組める環境が整うならば、法の趣旨には反しないと考えている。また、たとえ整備後に後継者が見つからず他者に土地を譲ることになったとしても、仕方がないと考えている。

②は世代間で意識の違いがあるという意見である。現在、比較的若い入会権者は「整備によって自分の名義・土地になるということで、今後は思うように農林業を経営していきたい」と前向きに考える一方、高齢な入会権者の中には「今まで集落持ちの山として上手くまとまってきたのに、整備によって個人の持分、個人の財産としての意識が強くなり、集落の中でもめ事が増えるのではないか」という人がある。県としては、高齢の入会権者が整備に納得するか、または若手の入会権者が入会の良さを再認識するのか、集団全員の

意思統一がなければ整備は行わない。整備を実施することは集落にとって大変重要な選択であるが、このように集落の中で話し合いの場を設けて、自分たちの将来を考えることこそ、入会林野整備以上の意味・価値があると考えられる。

6 近年の入会林野整備であった課題

- ① 休眠担保権（抵当権）が存在している。
- ② 株式入会において、株主が持ち分を保有したまま離村している。
- ③ 土地登記簿の記載誤りがある。（持ち分の合計が1を超える。）
- ④ 整備したいが、対象地の地籍調査が不十分で、再調査する見込みもない。
- ⑤ 確認書の徴取が困難になっている。
- ⑥ 入会権者が近代化法の整備に対して誤った認識を持っている。

特に下線部について説明したい。①について、私が目にしたのは明治～大正時代に設定された抵当権であった。本来、入会集団が管理運営している土地に集団全員の合意なくして抵当権を設定しても、これは無効だとする裁判例もあるが、今となっては合意があったかどうか不明である。法務局と取扱いを協議した結果、一定の要件を満たせば、休眠担保権として抹消できることがわかった。その要件とは、登記義務者が死亡または行方不明であること、また、債務弁済期限から20年以上経過していることなどが挙げられる。休眠状態かどうかは、役場で十分調査もらうことになっている。

②について、一般的な入会慣習からすれば離村失権が原則であるが、ここ数世代において離村失権という慣習を適用したことがない集団にあっては、時代の流れによって「持ち株＝個人の財産」という感覚が芽生えているようである。この場合は、離村失権の適用事例や離村した人が今なお入会地に義務を果たしているかなど、事実関係を確認することから始めるべきであるが、慣習が次第に薄れていくことを実感した。

次に、私が入会林野整備に携わる過程で疑問や曖昧に感じた点について、皆さんの知恵を拝借できればと思う。まず、入会地の要件として、次の点が挙げられるだろう。

- ・ 従来から一定の地域に居住する者がその土地を使用してきた。
- ・ 土地の利活用に関する決定は、入会権者全員の合意が必要とされている。
- ・ 入会権者が死亡した場合、その世帯の「跡取り」だけが権利を継承する。

同様に、入会権者の要件は、次の点である。

- ・入会慣習のある集落（一定の地域）の中に居住している。
- ・当該入会地を日常的に使用・管理している。
- ・入会集団から権利者として認められている。

以上のうち、私は「一定の地域」というものがどうしても曖昧に感じてならない。この言葉にどこまで包容力があり、どこまでが許容範囲なのか。ある意味で入会集団の独断に任せざるをえない「一定の地域」は、現代の入会において、何か適当な定義付け出来ないものか考えているところである。そもそも一定の地域とは何なのか、言い換えれば「離村失権が適用される範囲」に繋がると思われる。私が愛読している書籍（入会林野の高度利用）の中で、当時、大阪大学の熊谷開作教授が離村失権について次のように記述している。

『他の集落へ移った者であっても、いわゆる通作地域内に居住し、発達した今日の交通手段によって、容易に年間数日の山仕事に参加し、さらに他の義務も果たしているような場合にあっては、入会権を奪うことは正しくない』

この解説に従えば、離村失権とは単なる集落からの転居ではなく、入会地に対して管理・使用等ができなくなった状態を指すのではないか。現代の発達した交通手段によって従来の通作地域という概念がなくなった今日、地域（範囲）という枠があまり意味を持たなくなり、居住地に関係なく実質的に入会地に対して管理・使用等を行っているかどうか、このことだけが入会権者か非入会権者かを判断する材料になるのではないかと考えたい。またこのことから、帰村復権についても、ただ集落に戻っただけでは入会権者として復権しないのではないかという疑問も併せて出てくる。つまり、帰村者が実質的に入会地の管理・使用等を行うまでは復権しないのではないかということである。

結 び

最後に、入会林野整備事業の担当者として、入会林野整備に対する考えを述べたい。入会林野近代化法の制定当時から、整備した土地については、農林業上の永続的経営を目的にした法人経営が望ましいとされてきた。これは、組合員の変動によって事業遂行に支障をきたさないよう考慮した結果であるとされている。しかし、立法から 45 年が経ち、現在は法人そのものの運営が厳しくなっている。

その背景を踏まえ、熊本県における今後の整備は、入会地の個人所有（共有を含む）を目的とする整備がほとんどだと思われる。県内の入会林野は、過去の整備実績を見ても植

林地が非常に多いので、個人所有への整備を行えばすなわち小規模の森林所有者を生み出すことになる。しかし、木材価格の低迷によって小規模所有者の施業放棄が問題となっている現在、整備を行った結果、近代化法の趣旨である農林業の発展や永続的な営農どころか、集落の将来に影を落とすことにならないかとの懸念も否定できない。

ただ、決してこれからの入会整備には消極的であるべきというわけではない。行政サイドからしても、土地の名義が更新されず所有者が不明確であるという状況は、今後の事業進展や土地の利活用などに大きな影響を与える。一方で、状況に応じては、入会のまま現状を維持することも選択肢の一つだということもいえる。入会集団が集落の将来を見据えたとき、どの選択肢がベストなのかを十分に議論・検討していきたい。

質疑

(矢野) 株式入会というのは何なのか。株式会社になっているのか。

(沖崎) そうではなくて最初に払い下げられたとき、例えば8人の集団があるとすれば、各人が8分の1の権利を持っているがこれを各世帯の名義にしている。これを譲渡継承して現在に至っている。

(矢野) 権利者が自分たちの権利を株だと意識し、またはそう呼んでいるということか。

(沖崎) そうだ。

(矢野) そういうことは他の集団でも見られることではないかと思う。そういう場合でも離村失権原則が適用されるのではないか。

(沖崎) 私もそう思う。離村するとき集落または集落の誰かに譲渡して行くのが本来の入会かと思うが、時代の流れで株＝財産だという感覚をもつ人が出てきた。

(江淵) 株といっているのは登記上の共有持分権のことではないかと推測されるが。

(沖崎) 確かにそのとおり。私が特に珍しいと思ったのは、通常払い下げを受けたときは集落又は組合名で登記するものと解釈していたが、この土地は大正11年に78名の集団で払い下げを受けて共有名義で登記された。ここから、各人の権利は78分の1を持株だという感覚が生じてきた。このようにして株の呼び名が生じたようだ。

(中尾) 沖崎さんは、転出失権をどのように捉えているのか聞きたい。

(沖崎) 事実上、入会地に対して施業を行い、管理に従事しているのが入会権者だと思っている。ただ、私が言いたかったことは、熊谷先生の記述の中にあった、例えば年間数日の山仕事をしていれば入会権者と見てよいとの見解はどうなのだろうか、ということだ。年間数日の管理を行っている人を本当に入会権者といってよいものか。入会集団がそれで

よいと認めるならば、私から特に意見をいえるわけではないが。入会権者の住む地域を決めるのは集団だが、今後の農林業の発展の発展という意味では、一定の地域に居住している年間数日の施業をしている人より、実際に植林をしている人が入会権者であるというのか理想的だと思う。

(中尾) 登記があるから権利があるという主張が出てくる場合は、どのように指導をしようと考えているのか。

(沖崎) 登記があるから権利があるという主張は、理解はできないわけではない。自分の名が登記簿に記載されているわけだから。ただ私としては、そこが入会林野である以上、権利主張する人に対して、入会林野に奉仕をしているかと尋ねるしかないと思う。例えば名義があるといっても、3世代ぐらい前の先祖の名義であって、実際は整備の話しが出るまでその土地に対して権利を持っていること自体知らなかったという場合もある。それでもなお自分が権利者だという人には、入会林野に対する義務を果たしているか尋ねる他ない。熊谷教授の記述の中で、『更に他の義務も果たしている場合にあっては』とあるが、他の義務とは具体的にどのような内容だろうか。私としては、総会等への参加や災害時の復旧活動などが思い浮かぶが、意見を聞きたい。

(矢野) 熊谷教授は故人なので、教え子の私が代わって回答したい。ご指摘の本は、林野庁主催の入会林野中央コンサルタント会議で入会林野近代化法に関して実務をする上で様々な疑問に対して研究するため、中尾先生、熊谷先生、武井先生、黒木三郎先生方が執筆された本である。だからそれは、熊谷個人の見解ではなく、入会林野中央コンサルタント会議の見解といえる。離村失権に対する沖崎さんの見解はそれで結構かと思う。入会権者であるかということは入会集団の一員であるかということである。入会集団に実質的に参加をして、義務を果たしていける人であるならば、単に地理的範囲が同一市町村内であるとかは関係ないと思う。

(江淵) ついでながら、入会地の中でも、共同墓地の場合は、転出が即失権に繋がらないことがある。

(中尾) 共同墓地には村持ちと家持ちとある。亡くなって新しく納骨することは出来ないが、出て行けと言うことは出来ないという高裁判例がある。だから入会墓地の場合には、必ずしも、転出失権原則はあてはまらない。

(大地) 民有林の入会を巡って、登記が原因で利用の実態と権利のあり方が合わないということがあるかと思う。入会のありようも草や柴の採取から、造林を行うための直轄利用へと変わってきた。直轄利用も、植えるところまでは懇切丁寧に行われてきたが、近年の入会集団の結束・慣習が弱くなっていく中で資源が充実し、木を伐るときに、利益の分

配を考えなければならない。権利者の確定が重要になるわけだ。実際に権利保有者を追求していったら果たして分配をしていくことが出来るのかといえば、おそらく厳しいと思う。今日の私の発表にあったように団地化に有利だから使われているというのが現実ではないかと思う。

一方、東北の方で色々話を聞いていると共有地だから使われないというケースが沢山ある。部落有林野であれば権利関係が曖昧で、森林組合が怖がって手を出せないというケースが非常に多い。このあたりが東日本と西日本と性格の違いかも知れないが、森林組合がやろうと思ったところはどんどん進むわけだが慎重なところでは全く動かないことがある。何らかの政策的な手を打たないと部落有林野というのは権利的におっかないため手が出せないのではと感じている。権利関係がある程度分散してしまっただけで二進も三進もいかなくなっていくなかで、何がしかの対策を講じていく必要があるのではないかと。

(中尾) 何か対策は考えているのか。

(大地) 山村にお金が落ちる構造が必要だと思う。造林をしたのは山村の住民であり、山村にとって山林が活用されて行く方向で整理していく必要があると思うが。

(中尾) 山村にお金が落ちるとするのは二つの意味があると思う。ゴルフ場とかゴミ処理場とかいう形でお金が動くのなら本会の趣旨に反することである。そういうことで名義があることを主張してくることが多い。報告者の場合そういう意味ではないのですね。

(大地) 林業経営が目的だが、林業経営といっても林業だけではなく環境的なものを含めて団地化することは、経営だけではなく公益的機能と林業生産を調和させる目的もある。そのためには補助金を林業だけではなくもう少し直接支払いによるような形、デカップリングとか、補助金の体系も変わりつつある中で山村にどうお金が落ちるかという議論がもう少し幅広く出来るようになっていくのではないかと思っている。登記名義人が権利を行使して産廃工場等を作るのとは違って、環境と生産というイメージである。

(江淵) 沖崎さんの発表にあった、「株式入会において、株主が持ち株を保有したまま離村していた」という問題と、転出しているけれども公役に出てくることを理由に失権しない扱いは妥当なものだろうかという問題について、皆さんの意見を聞きたい。

(牧) 事例は少し違うが、私の母親は種子島で300町歩の共有林の8名共有名義の1人になっている。離村して40年間鹿児島に居住しているが、年1回山の下草刈りがあり、その時は代理人を出して管理している。帰村する意思があるかといえば、87歳と高齢でありその意思はない。ただ、その地区に墓が残っている。その人は帰村する意思があり、そのために墓があると主張するかも知れないが、だからといって失権していないというべきだろうか。名義人が8人なので生産森林組合とか他の団体に移行するときに名義変更でき

るのかなと思っているが、私の子供の代になって印鑑がもらえない状態になっているかも知れない。

(沖崎) その土地については地元の住民の方は山に入っているのか。

(牧) 全員年1回は入っている。

(沖崎) 名義人になっていることに対して地元から何もクレームはないか。

(牧) 30年ぐらい前に300町歩の内半分について立木を売るとき地上権設定をするため代表者の名前を変えたが残りはそのままになっている。

(沖崎) 権利能力なき社団である入会集団が何か物事を決定するときは全員の総意がいる訳で、何か方針が変わった後一定の期間平穏な状態が保たれていれば、全員の合意があったものと見なすという解釈もあったかと思う。

(牧) この土地の名義人は8名だが既に半分以上は亡くなっている。その時印鑑を集めて新しい法人に変えるとか他の形態にすることが出来るか。

(江淵) 入会林野近代化法によらずにその措置をとるということであれば登記上は相続登記してその財産を現物出資して法人を設立するという手続きを取らざるをえない。問題は登記名義人を権利者として扱うという方針を集団の方々が認めるのかということだ。登記名義があれば他地区に転出してもつねに失権しないというルールが確立していれば、そこでは、入会権は消滅したといわざるをえない。ただ、一部転出者が居るがこの人たちを切り捨てるのは忍びないので出役してもらい、なお仲間として扱うという場合には、まだ入会権の範囲だろう。私が30年ほど前に種子島に現地調査に行きまして非常に登記名義にこだわっている入会集団で調査をしたことがある。ここでは、入会権者としての資格取得は、登記上の共有持分取得が要件とされていた。世代交代などする場合には新たな権者が必ずその持ち分について移転登記するか、亡くなったときには相続登記をする。それを入会権者の交代要件としているという。その時は几帳面な集団だなと感心したが、この考え方は特殊なケースかもしれない。一般的には登記のことはあまり考えていない。大変几帳面ではあるが振り返って考えれば多少危険さを持っている気がする。権利は登記することを要件とするのであればまだよいが、登記があれば必ず権利があるという逆の考え方をする人たちが出てくる。転出者であっても登記上の共有持分権を持っているからこの人は失権したとは言えないのではないかと、という誤った考え方をもち始めると集団の維持に支障を来してくるのではないかと気がする。この考え方が一人歩きし始めてどこに行っても登記さえあれば権利があるという逆の考え方になってしまったら恐ろしいなという印象を持っている。

(沖崎) たしかに、相続登記を義務づける集団というのは世代交代が進むと登記があれ

ば権利があるという感覚に変わる恐れがある。財産的意識が強まれば入会権というのを表に出していくことは難しいだろう。ただ、そういう風が変わっていくにしても、森林施業の放棄で荒廃地が増える等問題点はあるが、入会集団自体が薄れていくということに関してそれ自体が悪いことだと言えるのかは疑問に思う。もはや入会とは呼べない個人個人の管理態勢になったとしても、時代の流れとともに築かれた集落としてのひとつの答えであるから。

(森) 入会関係の問題は全国に沢山あると思う。私は以前から法律を何とか出来ないかと思っている。誰々他何名という登記は沢山あり、簡単には解決できるものではない。法を変えねばと思う。その辺を国に要望したい。

(豆田) 法人組織にすれば何も問題はない。法人組織の定款に構成員はその集落に居住する者との文言を入れればよい。ただ私の地方でダム建設によって移転することになり、60戸の内10戸しか集落に残らない。面積は80町歩ほどあり、話し合いをしたが全員で分配すれば測量資金で金は飛んでしまう。まとめて売っても税金でとられてしまうとなり、苦肉の策として定款変更により地区にいらなくても通勤可能の者については組合員として認めていた。しかし10年経過して高齢化により問題が生じた。来られない場合どうするか。ダム補償金でお金があり出役すれば手当を出していたがやめるという方に分かれ金をという問題が出てこないか心配していることもあるが、法人化すれば問題はなくなると思う。

(江淵) ただ、法人化すると、法人住民税問題が発生してしまう。頭の痛い問題だ。

閉会あいさつ

枚田 邦宏

本日は、3名の報告者に様々な問題を提起していただき、これによって、問題が明らかになりました。たとえば、入会慣習の象徴ともいうべき離村失権の原則は、現代においては、修正される可能性があります。地域外へ転出した者であっても、自動車で地域外から出役のために通ってくるという場合もありうるからです。そのような義務の果たし方を集団が認めるという場合、それは、入会権の解体を意味するのでしょうか。あるいは、林野管理を完全に部外者に委ねた場合、それでも入会集団たりうるのか、という疑問も生じます。入会地の管理は、入会集団が担うものといっても、新しい形の管理運営の方法が生じます。伝統に根ざす入会権といえども、時代の変遷の影響を受けずつねに不変であるということではないでしょう。このシンポジウムの成果がそれを示していると思います。

村落環境研究会第7期第1回理事会・総会議事録

1 日時 2010年09月03日

2 会場 人吉市総合福祉センター

3 出席者（顧問・役員のみ掲載）

顧問： 中尾英俊、松原功

理事： 江淵武彦、岡本常雄、枚田邦宏、福村良一、牧洋一郎、矢野達雄

監事： 川原祥二、高尾徳次

4 議長選任

理事会議長は、会則第7条第3項にもとづき、第6期第1回理事会において会長代行に選出された枚田理事が議長となった。また、総会議長は、会則第7条第2項にもとづき、出席者の互選により、枚田理事が務めた。

5 理事会の成立

過半数の理事が出席したため、会則第7条第3項により理事会が成立した。

6 議事

① 第1号議案 第6期（2009年7月1日～2010年6月30日）事業報告及び決算報告監事より監査報告があり、審議の結果全員一致で承認された。

② 第2号議案

i 今後の活動について理事長代行より、事務局となって活動している森林誌研究所の状況、今後進めていく場合の問題点を説明し、会の活動を継続するかどうか、継続する場合の対応について報告した。討議の結果、シンポジウムの開催を中心とし事務局で行っている資産管理は、シンポジウムの活動と一体で管理することを確認した。なお、シンポジウム結果のまとめは、旧西日本入会林野研究会からの繰入資金を利用して、なるべく発行することとした。

ii 次期役員選任の件（2010年09月01日～2012年08月31日）

以上の役員が選任された。

理事	再任	泉	英二（愛媛大学教授）
理事	再任	江淵	武彦（島根大学教授）
理事	再任	大庭	礼三（大分県日田市）
理事	再任	岡本	常雄（大阪府箕面市）
理事	再任	枚田	邦宏（鹿児島大学准教授）
理事	再任	福村	良一（山口県長門市）
理事	再任	牧	洋一郎（鹿児島市）
理事	再任	矢野	達雄（広島修道大学教授）
監事	再任	川原	祥治（福岡市）
監事	再任	高尾	徳次（大分県日田市）

iii 江淵理事が会長に選任された。会則第6条第5項により、会長が以下の3名を顧問に指名し、理事会で決定した。

顧問	中尾	英俊（弁護士、西南学院大学名誉教授）
顧問	西森	正信（流域活性化センターによど川・事務局長）
顧問	松原	功（技術士、山口県入会林野コンサルタント）

7 その他

次回開催場所として、長崎県での開催に向け、準備を行うこととなった。

第 6 期 村落環境研究会収支決算書

(2009年7月1日～2010年6月30日)

(単位:円)

1) 収入の部	予算 (A)	決算 (B)		備考
前期繰越	43,267	43,267		
会費	90,000	120,000		会費 45 人×2000、賛助会費 6×5000
西日本入会林野繰入金	0	436,376		
その他		2,082		
収入合計	133,267	601,725		受取利息他
2) 支出の部	予算 (A)	決算 (B)	(A) - (B)	
シンポジウム経費	20,000	36,650		
機関誌印刷費	80,000	80,000		
会議費	2,000	0		
通信費	5,000	7,610		
事務用品費	1,000	0		
郵便振替手数料	3,000	2,920		
その他				
支出合計	111,000	127,180	-16,180	
3) 次期繰越	予算 (A)	決算 (B)		
次期繰越	22,267	474,545		

監 査 報 告 書

2009（平成 21）年 7 月 1 日から 2010（平成 22）年 6 月 30 日までの第 6 期事業年度の財務について、帳簿、預金通帳、証拠書類及び収支決算報告書によって監査を行ったので、以下の通り報告致します。

一 財務執行は、証拠書類に照らして適正に行われており、収支計算書は研究会の状況を的確に示しているものと認めます。

2010（平成 22）年 7 月 7 日

村落環境研究会 監事 川原 祥治 印
監事 高尾 徳次 印

第7期 村落環境研究会収支予算書

(2010年7月1日～2011年6月30日まで)

(単位:円)

1) 収入の部	第6期決算(A)	第7期予算(B)	(A) - (B)	備考
前期繰越	43,267	474,545		
会費	120,000	90,000		会員40、賛助会員2
西日本入会林野繰入金	436,376			
その他	2,082			
収入合計	601,725	564,545	37,180	
2) 支出の部				
シンポジウム経費	36,650	30,000		会場使用料等
機関誌印刷費	80,000	100,000		
通信費	7,610	10,000		
事務用品費	0	0		
郵便振替手数料	2,920	3,000		
その他				
支出合計	127,180	143,000	-15,820	
3) 次期繰越				
次期繰越	474,545	421,545	53,000	

編集後記

本会会長・堺正紘先生が平成21年11月18日に逝去されました。その4月28日に、第6回シンポジウム開催準備のため、堺先生を始め、理事の福村良一さんと松原功さん、会員の野村泰弘さんと私の4人で、山口県庁を訪問しました。その後、堺先生は体調を崩され、9月4日の同シンポジウムへのご参加は適いませんでした。結局、4月のシンポジウム開催準備が、堺先生との最後のお仕事となってしまいました。

堺先生は、九州大学農学研究院を定年で退かれたあとは、特定非営利活動法人・森林誌研究所を創立され、その理事長として活躍されるとともに、本会会長として重責を担われてきました。先生のご逝去にあたり、謹んで先生のご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

さて、堺先生が入院されたあとは、理事の枚田邦宏さん（鹿児島大学農学部）に会長代行を引き受けていただき、平成22年9月3日に、熊本県人吉市・人吉総合福祉センターにて第7回シンポジウム開催の運びとなりました。それに先立つ総会での会長選出決議により、私が、向こう2年間、本会会長を務めさせていただくこととなりました。私など、堺先生のような学識・経験を持ち合わせておりませんが、不十分ながらも、お役に立てればと考えております。皆様のご協力を頂戴して、今後の本会運営に努力して参る所存です。

本会は、その前身である西日本入会林野研究会とは異なり、対象を林野に限定することなく、視野を広げています。今回のシンポジウムにおきましては、西さんから農業用溜池をめぐる法律問題について、現地の権利者の視点から報告をいただきました（第1報告）。次に、林学者の立場から大地さんより、近年の施業の団地化にはたしている、入会林野の役割につき、長崎県天草市でのフィールドワークにもとづいた研究報告をお願いしました（第2報告）。最後に、入会整備事業実務担当者の立場から、沖崎さんに熊本県の同整備事業の現状と今後の方針について報告していただきました（第3報告）。なお、沖崎さんには、本シンポジウム開催のための現地事務局の労をお願いいたしました。この場を借りて、沖崎さんには、心より御礼申し上げます。

(江渕)

村落と環境 第7号 2011年7月発行 (会員配布)

発行編集	村落環境研究会
住 所	〒690-8504 島根県松江市西川津町 1060 島根大学法文学部江渕研究室
電話/FAX	電話：0852-32-6144 FAX：0852-32-6169
Eメール	ebuchi@soc.shimane-u.ac.jp
年会費	一般会員 2,000円 賛助会員(団体・法人) 5,000円
印 刷	アイメディア株式会社 福岡市中央区港 2-11-8 電話：092-721-0769
